

かすみがうら市議会運営委員会会議録

令和7年9月24日 午前 8時50分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	櫻 井 繁 行
副委員長	鈴 木 貞 行
委 員	矢 口 龍 人
委 員	岡 崎 勉
委 員	久 松 公 生
委 員	櫻 井 健 一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 議 員

議 長	来 栖 丈 治
副 議 長	設 楽 健 夫

出 席 説 明 者

な し

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 長	齋 藤 明
議 会 総 務 課 長	由 波 大 樹
議 会 総 務 課 課 長 補 佐	鴻 巣 智 子

議 事 日 程

令和7年9月24日（水曜日）午前 8時50分 開 議

1. 開 会
2. 議長あいさつ
3. 事 件
 - (1) 令和7年第3回定例会の運営について
 - ・議事日程（案）について
4. 諮問に対する答申（案）について
5. その他
6. 閉 会

開 議 午前 8時50分

○櫻井繁行委員長

おはようございます。委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
ただいまの出席委員は6名で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。
それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。
初めに、来栖議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（来栖丈治君）

皆さんおはようございます。
開会にあたり、一言、ご挨拶申し上げます。
委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。
去る、9月2日から本日までの23日間の会期で開催されました令和7年第3回定例会は、おかげさまでもちまして、本日最終日を迎えることができました。
本日は、7月23日に貴委員会に諮問させていただきました、令和7年第3回定例会運営のほか、令和7年9月22日付けで櫻井繁行議員より、櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会設置に関する決議が提出されております。
これらの取扱いにつきまして、貴委員会のご意見などを賜りたく、申し入れさせていただきます。最後になりますが、今後も円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のご挨拶いたします。

以上でございます。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。
次に書記を指名いたします。議会事務局議会総務課鴻巣補佐を指名いたします。
本日の日程は、会議次第のとおりでございます。
それでは早速本日の日程事項に入らせていただきます。

○櫻井繁行委員長

初めに、議案審査の方法についてを議題といたします。
初めに先ほど議長からお話にありました櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に

係る調査特別委員会設置に関する決議の取扱いについてでございます。

ここで、地方自治法第117条の規定により、櫻井健一君ご本人の退場を求めたいと思います。

よろしくお願いいたします。

[櫻井健一委員 退室]

○櫻井繁行委員長

それでは、議員発議第2号につきましては、議会運営委員会ご協議をいただき、承認いただければ、本会議で議案として提出することとなり、趣旨説明、質疑、討論を経て採決を行うこととなります。

ただいまの件につきましては何かございましたら挙手にて発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

これ、結局投書が原因ということで、それを取り上げて、特別委員会設置するっていうことなんだけれども、いちいち、本来であれば投書なんていうのは、シュレッダーにかけるべきものであって、それを根拠にして、特別委員会を設置するっていうことは、いかがなものかな。今後のことも考えて、結局、以前にも投書あったりしたんだけれども、その取扱いでも、農道に乗り入れて、それで、車逆さになって事故が起こったというような投書もあったと思うんですけども、それをいちいち、それも、法律では、違反しているわけだよね。それをいちいち取り上げてやったら、結局、皆さんにも同じようなことがあったときに、ガセ、そういう投書みたいなので、こういうことにこう発展しているようなことがあると、投書のしっこになるんじゃないのかなと思うんだよね。ただ、そういう、その辺のところも、我々は、自分自身も公人という立場であって、やはりそういうことがなきにしもあらず、投書が出されるようなこともなきにしもあらずだと思うんだけれども、それを取り上げて調査特別委員会っていう、そういう権限を持たれるほど、結局、これ見ると、完全にその個人攻撃のような感じに見えちゃうわけだよね。だからそれを私は、本来の姿じゃねえんじゃねえのか、議会制民主主義の中じゃねえんじゃないのかと思うんだけれども、これ被害者がもし、告発するなら、名前と住所を明らかにして、私はこんな被害を被ったから、だから、告発するんだよっていうことならわかるんだけれども、そういう、ガセではないんだろうけれども、実際のところ、本人もそういう意見も聴取しているようだから。だけれども、それを、ガセネタを根拠にして、やるということはいかななものかなって、今後の、これ議会運営にも関わってくることなので、慎重に審議したほうがいいんじゃないかと思うんですけども。いずれにしても、大勢の賛同者がいるから、これ議決するんだろうけれども、でもこんなことやったら本当にまた第2第3が現れる、ということを考えておいてもらったほうがいいと思うんですよ。意見として言わせてもらおうんですけども。

○櫻井繁行委員長

矢口委員からご意見をいただきました。今回私のほうが提出者でございますので、もちろん宛先人不明の投書でございますので、矢口委員おっしゃるように、怪文書の扱いになるかと思います。ただ、今回は土地登記事項証明書の写しが添付をされておりました。そういったところで、もちろん議長のほうも聞き取りをして、本人のほうもほぼほぼ認めているというか、信憑性があるものであるということがありましたので、しっかりと確認をする、市議会として、意味があるのではないかとということで調査特別委員会の立ち上げを提案者としてさせていただいてるところでございます。また今まで、すいません。このまましゃべってしまいますけれども、怪文書の取扱いというところで、規定がなかったのも、かすみがうら市議会事実だと思いますので、その辺のところはまたこの議会運営委員会のほうで、議長、副議長にも、ご意見をいただきながら、今後の取扱いについても、ある一定のところで決められれば、非

常にいいことだと思いますので、そのご意見は真摯に受けとめたいと思いますが、各委員の皆様から何かございましたら、また議長とも少しその怪文書の扱いという形では、今後の方針をお話をさせていただいたところですけども、何か議長のほうからもございましたら、ここはオプザーバーですけども、ご発言いただいてよろしいでしょうか。

○議長（来栖丈治君）

怪文書の取り扱いということで、特に土浦市とか石岡市とか事務局にお話して、調べたりしてもらったんですが、基本的には規定なり何なりを作っているところはないと、怪文書は取り扱わないっていうのが…

〔「それが結論だろうよ」「いや、だからもっと説明してそのあと」と呼ぶものあり〕

○櫻井繁行委員長

続けてお願いいたします。

○議長（来栖丈治君）

そのようなことを調べましたが、何らかのその案件によって、調整っていうか、そこは、議長が悩むところになってしまうので、何らかの形で取り決めをしておくべきじゃないかなというのは、私的には最終的な考えなんですけれども。

○矢口龍人委員

結局、土浦市も石岡市も、怪文書は相手にしませんっていう方針なんですよ。議長そうでしょう。今そういうふうに答弁したんですよ。今。だから、それを取扱いどうのこうの、どうしようこうしようっていうのを改めて決めるんじゃないくて、そういうものはあくまでも廃棄処分だといって。ちゃんと告発者がいるのであれば、結局、名前と住所がはっきりしている告発であれば、これは受理する必要、もちろんあると思うんですけども。怪文書をいちいちそんなことでもって取り上げたり取り下げたりしている方向が曖昧っていう状態にしておくっていうことは、本当にこれやれますからね、今度、自分たちも。怪文書どんどん出てきますよ、あることないこと。いちいちそれでもって真剣にやっていたら大変だと思うんだよね。そのために、議員倫理なんかあるわけだから。だって、学歴詐称の問題だってどうするのよ、じゃ。そういうことになるでしょうって話。これはだって学歴詐称、だってここは怪文書じゃないよ。実際あったことでしょうよ。そういうことだって、調査特別委員会作って調べなきゃいけないんじゃないのかっていうふうに私は思いますけれども。

○櫻井繁行委員長

わかりました。

今回のこの調査特別委員会のほうの話に、ちょっと矢口委員からご意見ということがあって、戻させてもらおうと、今回、私含め8名の署名がございますので、もちろん、本会議のほうで上げさせていただいて、各自ご判断をいただくっていうことがよろしいのかなと思います。ただ、今回、差出人不明ということはありましたけれども、やっぱり登記簿がついていたというところが、調査委員会を立ち上げることになった最大の要因であるというふうに私は思っておりますし、議長のほうの、1人ありましたが、重ねてなりますけれども。ただ今後の取扱いについては、もちろん議長、副議長を中心に、しっかりと検討いただくっていうことが、もちろんベストだと思いますので、その点は、今後も議会運営委員会のほうで協議を続けられればと思いますので、よろしく願いをいたします。

そのほか、何かございますか。

○岡崎 勉委員

同じような意見ですけども、この取扱いについては、ある程度決めておかないと、いつもこういう

問題が起きますので、こちらの取扱いについては早急にやればいいと思います。

○矢口龍人委員

今委員長が言ったように議会運営委員会でちゃんと取り扱い、早急にやるべきだと思います。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございます。

ちょっと暫時休憩します。 [午前 9時 3分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前 9時 8分]

そのほか、よろしいですか。

それでは、なきようですので、議員発議第2号につきましては、まず本会議において趣旨説明、質疑、討論を経て、採決とすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それではそのようにさせていただきます。

なお、議案に対する質疑につきましては、先例のとおり、通告がなくても認めることとし、質疑の回数は1議案1要旨につき3回までとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それではそのようにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

次に議事日程（案）についてを議題といたします。

初めに日程第1として、議員発第2号 櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会設置に関する決議をご審議いただくということによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

ここで櫻井健一君の退場を解きます。

暫時休憩いたします。 [午前 9時12分]

[櫻井健一委員 入室]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前 9時13分]

次に、議案審査特別委員会から各議案の審査結果報告書が提出をされておりますので、日程第2として、委員長からの報告の後、先例により、委員長への質疑を省略し、討論を経て採決をすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、決算審査特別委員会から各議案の審査結果報告書が提出をされておりますので、日程第3として、委員長報告の後、委員長への質疑討論を経て採決を行うことによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、文教厚生委員会から、請願第1号の審査結果報告書が提出をされておりますので、日程第4として、委員長報告の後、委員長への質疑、討論を経て採決を行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

次に、委員会発議第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）についてを議題といたします。

本案は文教厚生委員会から意見書案が提出をされておりますので、日程第5として、文教厚生委員会委員長からの申出により、提案理由の説明、質疑を省略し、討論を経て採決を行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

お諮りをいたします。

本日の議事日程（案）につきましては、ただいまの審議内容を踏まえ、タブレット端末に掲載いたしました議事日程（案）のとおりということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

答申（案）のデータをタブレット端末にお送りいたしますので、お目通しいただきたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。〔午前 9時 9分〕

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。〔午前 9時10分〕

答申（案）につきまして、ご意見又はお気づきの点がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですのでここで、ここでお諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。そのほか、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

ないようですので、以上で、本日の議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午前 9時14分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 櫻 井 繁 行